# 太田川における水辺活用促進に関する検討

# **Encouraging the utilization of spaces along the Ota River**

企画·広報部 参事 富沢 浩 企画·広報部 部長 丸岡 昇 企画·広報部 参事 今泉 浩史

太田川は、広島市を「水の都」として特徴づけるインフラであり、また市民の快適な環境の源となっている。今、その魅力をさらに引き出すため、以前からの護岸、河川緑地整備にあわせて、既に整備された河川緑地などの利用を活性化させ、水辺を市民により身近なものにしていくことが重要になっている。平成14年7月、広島市は政府都市再生本部において「地方中核都市における先進的で個性ある都市づくり」に該当する都市再生プロジェクトに認定され「水の都ひろしま」にふさわしい都市空間の創出を目指している。また広島市では「水の都ひろしま」構想が策定されその実現に向けて市民・企業・行政の協働の取り組みが始まっており、今後の水辺活用活性化に向けての新たなルールづくりが必要となっている。

本検討は広島市内の河川区域を対象に様々な水辺の活用形態や、河川管理上の観点から占用許可条件等を検討・整理したものである。具体的には営業行為等も含む河川区域での様々な活動について、全国の河川敷占用許可事例を調査し、その調査結果を踏まえ太田川における水辺活用メニュー各々に対する許可条件の検討を行うとともに河川管理者による整備が可能と考えられる施設等についての提案をした。

# キーワード:太田川、都市再生プロジェクト、水の都ひろしま構想、河川敷占用許可、水辺活用メニュー

The Ota River is part of the infrastructure that makes Hiroshima City a "city of water" and is a source of environmental comfort for citizens. In order to make the river even more attractive, it is becoming increasingly important to encourage the use of existing riverside spaces such as riparian greenbelts and make the riverfront more attractive and accessible, while creating new green spaces. In July 2002, Hiroshima City was designated as one of the cities for which urban rebirth projects for creating advanced regional urban centers with unique characteristics are to be undertaken, and efforts are underway to create urban spaces befitting the image of a city of water. The Hiroshima municipal government has formulated the "City of Water: Hiroshima" scheme, and joint efforts involving citizens, private companies and the government have already begun. It has become necessary, therefore, to set a new set of rules necessary for greater use of rivers.

In this study, various types of riverfront use in the river area in the city and conditions for permitting the occupancy of riverside spaces are considered and reviewed from the standpoint of river management. To be more specific, the conditions actually applied in Japan in examining the permissibility of occupancy of river areas for various activities including business activities are surveyed. In view of the survey results, permitting conditions appropriate for the types of riverfront use expected for the Ota River are considered, and facilities that the authors think can be provided by the river administrator are suggested.

Key words: Ota River, urban rebirth project, "City of Water: Hiroshima" scheme, permission for occupancy of river area, type of riverfront use

# 1. はじめに

広島市の中心部を流れる太田川は市民の快適な環境 の源となっており、水の都ひろしまの象徴となってい る。その魅力を一層引き出していくために平成2年3 月、国・県・市の三者が協力して広島市の太田川デル タを対象に「水の都整備構想」が策定され、水の都づ くりのための共通のよりどころとしてきた。近年、こ れまでの護岸や緑地などの整備とともに、整備された 河岸緑地などの利用を活性化させて水辺を市民により 身近なものにしていくことが重要になってきている。 そこで構想を見直し、新たに「水の都ひろしま」の実 現に向けて平成15年1月、市民と行政の協働で「水の 都ひろしま」構想を策定している。また広島市は、平 成14年7月2日、国の都市再生本部において「地方中 核都市における先進的で個性ある都市づくり」に該当 する都市再生プロジェクトに認定されたところである (第四次決定)。

河川敷地占用については全国的に昭和39年の東京オリンピック以降、国民の健康増進に資する目的で河川敷のスポーツ等のための一般利用が図られてきている。このため、営利目的、民間の使用は排除する方向であった。その後の時代の変化とともに民間による河川敷地での活動が地域の活性化に繋がるという広い意味での公益性に今、注目が集まっている。

本検討では、太田川デルタにおける市民や民間による河川区域を対象にした新たな様々な活動、占用形態について、全国の事例調査をもとに河川管理上の観点から占用許可条件、占用者の資格条件及び選定方法等を検討するとともに、水辺活用促進のために必要となる施設整備等のうち河川管理者による整備が可能な施設の整備に関して検討したものである。



写真一1 太田川デルタ

#### 2. 太田川の概要

太田川は広島県西部を貫流する河川で水源を中国山

地の高峯海抜1,339メートルの冠山に発し、広島旧市 街地の上流端で東に旧太田川を分流し、旧太田川は中 央部ではさらに京橋川、天満川、元安川等を分流して 広島湾に注いでいる。流域面積は1,710km²、幹線流 路延長は103kmである。広島市中心部は三角州上に 発達した都市で、以前は洪水時には、市内派川が氾濫 し多くの人的被害などを受けてきたが昭和7年から昭 和42年までの36年間をかけて広島市西部の山手川と福 島川の下流部を合わせて開削、拡幅し延長9.0キロメ ートルの太田川放水路が築かれた。放水路完成後では、



図-1「水の都ひろしま」の対象区域

# 取り組みの方向性

取り組みの姿勢として

- 1. 水辺の利用に関する様々な社会実験によって先導する
  - 市民・企業・行政が協働で取り組む



#### 重点的な取り組み

重点的な取り組みとして、次の3点を掲げる。

- 1.「水の都のモデル地区・モデル事業の設定と実験的な取り組みの推進」
- 2.「水辺空間利用のルールづくりとその普及」
- 3. 水の都のための展開と組織づくり



#### 市民・企業・行政の役割分担

市民・企業・行政が協働で取り組むことはこの構想の基本的な考え方である。そこでそれぞれの役割分担をしながら水の都づくりを進めていく。



図ー2 水の都実現への取り組み

広島市中心部における大きな被害は起こっていない。

## 3. 水の都を実現するための取り組み

「水の都ひろしま」構想ではこれまでの水辺の整備 に加えて水辺の活用や活動を円滑かつ効果的に進める ためネットワークづくりなどソフトな取り組みを重視 している。また河川区域という公共空間の新しい活用 の可能性を求めてどのような条件が整えば多彩な使用 が可能になるのか、その条件を整えることがテーマと なっている。

水の都づくりを推進する重点的な取り組みとして は、モデル地区・モデル事業を設定するとともに水辺 空間利用に関するルールを整理し市民、企業、行政の 協働によって積極的な普及を図ることなど、水の都を 実現するために図-2に示すような方針で取り組みを 行っている。

モデル地区選定にあたっては、水の都の推進にとっ て効果が高く、可能性が高い地区を選定し、実験的な取 り組みを進めることとしている。モデル地区としては

- 1) 猿猴川広島駅南口周辺地区(猿猴川分流点~平
- 2) 京橋川右岸地区(縮景園~鶴見橋)
- 3) 旧太田川(三篠橋~西平和大橋)·元安川(相 生橋~平和大橋)地区
- 4)太田川放水路地区
- の4地区が設定されている。(図-3)

太田川水の都モデル地区において、今後河川敷地を

# 4. 太田川水辺活用のためのルールの検討

## ③太田川放水路地区

テーマ「開かれた水辺づくり」

〇自然性、開放性、交通アクセスの利便性など 場の特性を生かした水辺の名所を創出し、誰もが気軽に出かけられる利用拠点をつくることに より活用を促進する



これまでの社会実験例(元安川パラソルギ ャラリー&オープンカフェ)

継続的に多彩な活動に開放していくことを目指し占用 許可の基本的なルール (占用許可条件) について検討 を行った。

# 4-1 検討フロー

検討にあたっては、河川敷占用事例の調査、太田川 においての水辺活用へのニーズの把握、その活用メニ ューについて占用許可条件、占用者の資格条件・選定 方法を整理した。

水辺活用ルールの検討手順を図-4の検討フローで 示す。

#### 4-2 占用許可事例調査

地域振興のための水辺活用が注目されてきているな か、先ず、現在の営利行為に関わる河川敷地の活用や 占用許可の実態がどのようになっているのか把握する

# ①猿猴川広島駅南口周辺地区 (猿猴川分流点~平和橋)

テーマ「水の都の玄関としての水辺づくり」 〇大規模再開発などの機会を捉えて 「水の都ひろしま」に陸の玄関口にふさわしい 水辺づくりを行う

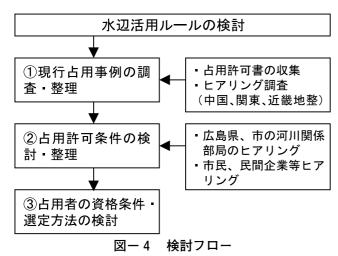
④旧太田川(本川)(三篠橋~西平和大橋)・元安川 (相生橋~平和大橋)地区

テーマ「水の都ひろしまのシンボルとしての水辺づくり」 〇広島を代表する水辺として観光スポットになる ような、誇りある水辺空間づくりを行うとともに、 水辺と街の一体的整備を進めていく

②京橋川右岸地区(縮景園~鶴見橋) テーマ「にぎわいのある水辺づくり」

> 〇広島駅と中心市街地を結ぶ動線上に位置す ること、商業施設と一体的に利用できる河岸 緑地となっていることなどから、にぎわいの ある水辺づくりを行う

図一3 水の都推進のモデル地区



ため国内の事例を調査・整理した。

## (1) 占用許可書の収集・整理

事例調査・整理にあたっては「水の都ひろしま推進 計画」に基づき、水辺活用の様々なメニューの類型化 を行い、類型ごとに参考となる国内事例を対象に全国 の地方整備局(東北・関東・近畿・中国・九州)なら びに主要都府県(東京・大阪・京都・広島)の占用許 可書、許可申請書を収集・整理することとした。

## (2) ヒアリング調査

整理結果について、詳細内容を把握するためヒアリ ング調査を実施した。対象は中国地方整備局、さらに 都市域で占用事例の多い関東地方整備局および近畿地 方整備局とし、ヒアリング項目については、以下の観 点から実施した。

- ・民間占用を許可している事例やその理由について
- ・新たな水辺活用への考え方について

表一1 水辺活用メニューの類型

類型	内容	
A. 水上交通系	桟橋、船着場、ボート係留施設など	
B. 船上レストラン系	船上レストラン	
C. 建物系	オクトカフェ、水上野外ステージ、 納涼床、便所(移動式・固定式) ほか	
D. 河川敷地の 地先利用系ほか	オープンカフェ、市民祭・花火祭、 パブリックゴルフコースほか	

#### (3)調査結果

事例調査の結果、営利行為を目的とした河川敷地占 用について数少ない事例はあったものの、過去からの 経緯などでやむを得ず許可されているものなどが大半 であり、今後排除したいとの意向であった。

特徴的な許可条件として以下のようなものがある。

#### A) 水上交通系

いる。許可の期間は概ね5~10年である。

B) 船上レストラン系

改築、建替え等で許可工作物の耐用年数が延びる ものについては認めないが小修繕についてはその 都度許可を受ける。

# C) 建物系

過去からの伝統行事として継承されており、出水 期でも許可している。ここでは、景観、規制につ いても伝統保存の観点から自主規制ができるよう 占用者からなる団体を設け、占用申請は団体によ る一括申請のみ受け付けている。

#### D) 河川敷地利用系

可般式の工作物について事務所長が認めるとき は、その指示に従い撤去訓練を行うこと等の条件 が付されている。

次に、主なヒアリング結果を以下に記す。

- ①民間営業行為の占用許可事例ついての主な理由
- ・伝統的な行事である。
- ・過去から許可している経緯がある。
- ・観光資源として公共的な位置づけで考えている。
- 親からの家業を引き継ぐという条件でのみ許可して いる。

現在許可されている民間占用(営業行為)は河川管 理の立場からは必ずしも歓迎されてはおらずできる限 り今後排除していきたいという意向である。

#### ②新たな水辺活用への考え方について

占用許可に関する判断の根底には「河川を利用する ことの必然性、利用の目的に公益性があり許可受け者 が公的な主体であること」、「河川が損傷する恐れがな く安全であること」などの条件が必要であることが共 通見解として得られた。

実際の占用許可に関する判断は、一律に統一された ものということではなく、地域特性や過去からの経緯 など、その時々に応じて適切に判断されているもので あった。

#### (4) 許可のための基本的条件

調査の結果、占用許可にあたって何が問題となって いるのか整理すると、基本的な事項として以下の3点 がクリアーされることであった。

- ①治水安全の確保
- ②公共性をもった営みであること
- ③不良、不適格者の占用の防止

# 4-3 太田川における占用許可条件の検討

占用許可条件の検討にあたっては太田川での具体的 公的主体のほか、民間主体にも許可が与えられて な水辺活用メニューの各々に対し許可条件を検討する こととし、実態調査で得られた占用許可にあたっての ポイントをクリアーするため

- ①治水安全上のチェック
- 管理を行う公的主体が許可受け者となること
- 良・不適格占用者排除の仕組みの確立

ュー毎にとりまとめた。

# (1) 水辺活用メニューの設定

広島市が計画している社会実験の内容や計画地を把握に資する事業であれば、その事業の公益性を認めるも し表-2に示す8種類の水辺活用メニューを設定した。 のとして扱う。

次に各メニューの計画地を設定あるいは想定し、そ の敷地条件を踏まえた上で施設の配置・形状・構造な 保持の観点から河川管理者が民間に直接の許可を与え ーを個別整理(施設の図化、現況整理)し具体化を行 与する公的団体等を占用主体(許可受け者)とした。 った。

(2) 水辺活用メニューに対する許可条件の検討 許可条件の検討は各々のメニューに対して準則、現する許可条件の一部を表ー2に示す。 行ルールの整理結果に照らしあわせて検討した。 検討項目

- ①占用主体及び許可対象実施(営業)内容
- ②許可の期間
- ③施設設置に関する条件
- ④許可に伴う付帯条件
- ⑤占用料の取り扱い
- (3) 占用主体(許可受け者)

占用許可準則に則れば、河川空間を活用した街づく りに資する施設としての C) 建物系、D) 河川敷地の (1) 実質占用者の資格条件(案)

地先利用系の占用主体(許可受け者)は、地方公共団 ②明確な公益性を有する事業を行うか又はその計画 体あるいは、都市計画法に定めた市街地開発事業を行 う者となる。河川水面の利用の向上及び適正化に資す ③許可受け者の元で実質的に占用を行う者の内で不 る施設としての A) 水上交通系及び B) 船上レストラ ン系の占用主体は、地方公共団体や第3セクターなど を基本的検討方針とし、占用許可条件を水辺活用メニ の公的主体か民間の航路事業者が考えられる。許可対 象実施(営業)内容については、例えばオープンカフ 工等のような営利目的利用のために河川敷地を占用す メニューの設定は「水のひろしま構想」等を参考に るものであっても自らの利益のみならず、都市の再生

以上を踏まえると、河川占用の全体としての秩序の ど、許可条件の検討の前段階として各水辺活用メニューるのは困難と考えられ、ここでは広島市や広島市が関 (4) 占用許可条件の整理

設定した水辺活用メニュー、計画地、施設設置に関

# 4-4 実質占用者の資格条件・選定方法の検討

実質占用者の資格条件・選定方法を検討するに当た っては河川管理者の立場に立って検討する必要があ り、特に以下の点に配慮した。

- ①実質占用者の資格条件として許可条件および河川 に関する法令を遵守できること。
- ②実質占用者の選定方法は河川敷地の公共性という 視点から、公平性が確保できること。

表一2 水辺活用メニュー

	我 2 小超和用户二寸							
No.	類型	水辺活用メニュー	内容	計画地	許可条件(案)			
1	A)水上交通系	川の駅(水上バス)	船着場周辺の拠点的な整備 (案内所、待合所、トイレ、 物産販売施設、カフェ、ス テージなど)	・元安橋左岸(元安川 2 k350) ・広島駅前(猿猴川) ・縮景園(京橋川) ・柳橋(京橋川) ・基町(本川)	渡り橋、フローティングが緊急時治水上の支障となる時は指示する時間以内に撤去できる 構造とする。 許可受者は工作物の撤去計画書を作成し、河 川管理者立会いのもと出水期前に訓練を行			
2		簡易船着場(水上タ クシー)	雁木等を活用して小型船が 接岸できる船着場をつくる	・大雁木(本川 4 k000)	う。占用主体は地方公共団体、第3セクター など公的団体か民間の航路事業者			
3	B)船上レスト ラン系	船上レストラン	船上レストラン施設	・柳橋(京橋川 2 k200)	船体、渡り橋は緊急時指定された時間以内に 自走待避、撤去出来ること。 退去ルート、退去する水位に関する計画書を 作成、撤去訓練を出水期前に行う。			
4		水辺レストラン	厨房(固定式)設置、給排 水・電気	・柳橋(京橋川 2 k200)	治水上の支障が無いこと。 水の都広島実現の公益性が認められること。			
5	C)建物系	屋台	屋台店舗の設置	・柳橋下流(京橋川 2 k100)	治水上の支障が無いこと。 屋台(仮設)、テント及びユーティリティボ ックスは緊急時に撤去できること。			
6		オクトカフェ	オクトカフェの設置	・元安橋左岸(元安川 2 k350)	治水上の支障が無いこと。 管理用通路が確保できること。			
7	- D) 河川敷地の	地先利用オープンカ フェ	地先利用によるオープンカ フェ	・柳橋(京橋川 2 k200)	治水上の支障が無いこと。 テント、デッキは緊急時に撤去できること。 管理用通路が確保できること。			
8	地先利用系ほか	地先利用パーティ・ 結婚式	ホテルの地先利用によるパ ーティや結婚式	・栄橋(京橋川 2 k800)	治水上の支障が無いこと。 テーブル、椅子、花壇等は緊急時に撤去でき ること。 管理用通路が確保できること。			

- ア) 不適格業者(商法、民事再生法、会社更生法等 において)でないこと。
- イ)NPO については地元協議会組織等から推薦の あったもの。
- ウ)安全性の観点から運送業資格を持ったものが望ましい(水上交通系)。
- (2) 実質占用者の選定方法
- ①公平性の確保

公平性を確保するための基本事項として次のものが 挙げられる。

- ア) 公募であること。
- イ)審査の公平性を確保すること。
- ②不適格業者の排除

不適格業者の排除の基本事項としては次のものが挙げられる。

- ア) 資本状況や会計状況によるチェック。
- イ) 占用が適正に実施されているかのチェック。
- (3) 申請・審査

申請は各水辺活用メニューに対応した資格条件を有 確認等を行う。 することを条件とした公募が原則となる。十分な公平 性を確保するため、広報やTV、インターネットなど を用いた可能な限りの広告・PR が必要となる。

#### ①申請

申請書の内容としては資格条件を保有することが明確となる資料、不適格業者でないことを示す諸資料、 資本状況及び会計状況をチェック出来る諸資料の提出 が必要となる。

#### (2)審查

審査は公平性、透明性を確保するとともに、不適格 業者を排除することが重要となり、基本事項としては 次のものが掲げられる。

ア) 応募の段階から審査内容、審査基準を明確にし

ておく。

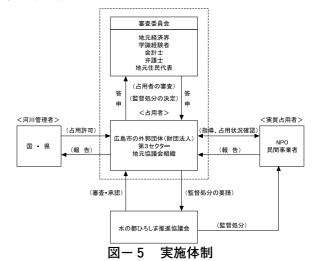
- イ)審査基準としては水のひろしま推進計画の性格 から、地域振興への貢献度などが基本となる。
- ウ) 採算性(過去の実績)。
- エ) 透明性確保のため結果及び評価内容を速やかに 公表する。
- オ)公平な審査を可能とするため、審査員は公平で かつ審査にあたって必要となる専門知識を持つ 者を選定すること。

#### (4) 占用状況の確認と監督処分

審査後、占用が適正に実施されているかどうかを確認し、不適切な場合には監督処分の措置を行うことが 実質占用者を適正に選定する上において必要である。

#### (5) 実施体制

河川占用許可に関する実施体制として図-5の形が考えられる。河川管理者は地方自治体、協議会、観光協会などの公的団体に占用許可する。占用者は実質占用者に対して占用許可に基づいた適切な指導、占用状況確認等を行う。



表一3 整備施設選定表

施設整備のイメージ	整備河川名	整備箇所	整備概要			
・多目的水辺広場(水辺に近いテラス) ・多目的広場(水辺を見下ろす広場) ・特化型広場(公園と河岸の一体的な整備) ・魅力ある水辺歩き施設の整備(リバーウォーク、 遊歩道) ・にぎわいのある船着場(まちと水辺の交わる川の 駅) ・船着場(単機能型) ・水上レストラン(移動型)	旧太田川	空鞘橋上流左岸	リバークルーズ、プレジャーボート等が接岸できる施設 緊急時には物資輸送船も接岸できる施設(防災上の位置 付け)、船上レストランの発着、洪水時の待機場所(第 2 案のみ)、カヌー等の搬入・搬出が可能な護岸施設 将来の中央公園と河岸の一体化も念頭においた施設 空鞘橋上流左岸における、河川空間と中央公園との一体 空間創出 堤防背後地に中央公園を嵩上げし、水辺コンサートの開 催施設、オープンカフェ、水辺利用者のための利便施設 等を設置			
・干潟環境保全施設(覆砂による水際の環境改善) ・干潟ウォーク(階段、飛び石) ・多目的水辺広場(水辺に近いテラス) ・魅力ある水辺歩き施設の整備(リバーウォーク、 遊歩道)	旧太田川	相生橋〜空鞘橋左 岸の親水護岸	カヌーが降ろせる階段護岸、水際まで下りられる緩傾斜階段護岸等、既存護岸デザインに溶け込む構造形式が望ましい干潮時に干潟となる部分の底質改善(浚渫、覆砂等)も併せて検討 ※出水時、干満の影響を受けにくい構造			
・干潟環境保全施設(覆砂による水際の環境改善) ・干潟ウォーク(階段、飛び石) ・魅力ある水辺歩き施設の整備(リバーウォーク、 遊歩道)	太田川放水路	山手橋〜三滝橋左 岸の親水護岸	干潮時に干潟に降りられるような階段護岸(シジミ取り、カヌー) コンクリートを見せない多自然型護岸(釣り) 緩傾斜、 隠し護岸による水際の自然創出、並びに、水際の安全性 の向上も図る			

## 5. 水辺利用のための施設整備の検討

進のために必要となる施設整備等のうち河川管理者に よる整備が可能な施設の整備について検討を行った。

構想における活動内容を機能別に整理し利用区域にあ た。そこでは水辺での様々な活動を実施していこうと てはめ、整備箇所、整備内容を具体化した。

# 5-1 施設整備のイメージ化

体的な施設整備との関連を整理するため、活動内容を 6つの利用区域 ①水際部 ②河岸部 (広場) ③河 何よりも河川そのものが水辺空間としての魅力を有し 岸部(通路) ④にぎわいのある船着場(川の駅) ⑤ ていることが重要であり、水質、水量など河川環境の 水面利用 ⑥その他(水辺利用の市民マナー普及など) にあてはめた。次に利用区域毎にそこで必要とされる 施設整備のイメージを設定した。

# 5-2 整備施設の選定

設定した施設整備のイメージから具体的な整備箇 所、整備内容を検討した。以下、表-3に施設整備のイ メージ、施設整備箇所及び整備内容を図-6に整備箇所 の一つである空鞘橋上流左岸の船着場イメージパース を示す。

#### 6. おわりに

冒頭で記した都市再生特別措置法では都市の再生の 拠点となるような地域に、集中的、戦略的に、資金や

ノウハウ等の民間の力を振り向ける特別の措置を講じ 「水の都ひろしま」モデル地区において水辺活用促 ることにより、都市再生を推進するものとしている。

本報告では、水辺活用へのモデル地区での取り組み、 とりわけ河川区域という公共空間の新しい活用の可能 整備する施設の設定にあたっては「水の都ひろしま | 性を求めて占用ルールや活用メニューの検討をしてき する側と占用の許可を判断する管理者側の考え方につ いて温度差が存在したことは否めない。今後はモデル 地区で実施する社会実験を通じて得られる知見をもと 「水の都ひろしま」構想にあげられた活動内容と具 に水辺活用の促進が一層図られることが望まれる。

> なお、水辺利用の活性化を推進していくためには、 さらなる向上に努めていくことも忘れてはならない。

最後に本報告をまとめるにあたり、ご支援、ご協力 をいただきました国土交通省中国地方整備局太田川工 事事務所をはじめとする関係各位、ならびに事例調査 にあたりご協力をいただいた関係者の方々に対し、深 く感謝申し上げます。

# 〈参考文献〉

- 1) 河川敷地占用許可準則(1999.8)
- 2)「水の都ひろしま| 構想 (2003.1)
- 3) 国土交通(NO.24 2002.12)
- 4) 国土交通省中国地方整備局太田川工事事務所ホー ムページ (2003.1)



図ー6 旧太田川(空鞘橋上流左岸)整備イメージパース